

**資料2 環境基準**

■騒音・振動に係る環境基準

【環境騒音に係る環境基準】

用途区域	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	第3種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	地域指定のない用途地域	備考
種類	A		B		B		C		C				
時間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00
基準	55dB以下	45dB以下	55dB以下	45dB以下	55dB以下	45dB以下	60dB以下	50dB以下	60dB以下	50dB以下			
道路に面する地域	60dB以下	55dB以下	65dB以下	60dB以下	65dB以下	60dB以下	65dB以下	60dB以下			A地域のうち2車線以上を有する道路 B地域のうち2車線以上を有する道路 C地域のうち車線を有する道路		
	幹線交通を担う道路に近接する空間						個別に住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活を営まれるときは、室内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。						
	昼間			夜間			70dB以下			65dB以下			

- 幹線道路を担う道路とは、次に掲げる道路とする。
  - ・ 道路法第3条の高速自動車国道，一般国道，都道府県および市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等
- 幹線交通を担う道路の近接空間とは、道路端から次の車線数の区分に応じた距離により特定する。
  - ・ 2車線以下の道路      ——— 15メートル
  - ・ 2車線を超える道路    ——— 20メートル

■水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1.0mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10.0mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1.0mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2 「検出されないこと。」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

**【生活環境の保全に関する環境基準（河川）】**

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度	BOD	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	—

(注)1 基準値は、年間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに順ずる）。

3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

**【生活環境の保全に関する環境基準（湖沼1）】**

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度	COD	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100ml 以下

A	水道2, 3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

(注)1 水産1級, 水産2級及び水産3級については, 当分の間, 浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

2 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級: ヤマメ, イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級: コイ, フナ等,  $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### 【生活環境の保全に関する環境基準(湖沼2)】

類型	項目	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境の保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く) 水産1種, 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びV以下の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種, 工業用水, 農業用水, 環境保全	1.0mg/L以下	0.1mg/L以下

(注)1 基準値は, 年間平均値とする。

2 水域類型の指定は, 湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし, 全窒素の項目の基準値は, 全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については, 全りんの項目の基準値は適用しない。

4 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1種: サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種: ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種: コイ, フナ等の水産生物用

環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

■ 土壌の汚染に係る環境基準

【土壌の汚染に係る環境基準】

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地において、米 1kg につき 1mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機リン	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき、0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

2 「検液中に検出されないこと。」とは、所定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

■地下水の水質汚濁に係る環境基準

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## ■大気汚染に係る環境基準

### 【大気汚染に係る環境基準 1】

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1時間値が0.06 ppm以下であること

- (注) 1 環境基準は、工業専業地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

### 【大気汚染に係る環境基準 2】

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること

- (注) 1 環境基準は、工業専業地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

## ■ダイオキシン類に係る環境基準

### 【ダイオキシン類に係る環境基準】

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下（年間平均値）
水質	1 pg-TEQ/L 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）である。

2 大気及び水質の基準値は年間平均値とする。

3 土壌にあつては、環境基準が達成される場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施すること。

## ■悪臭に係る規制基準

### 【敷地境界における悪臭の規制基準】

物質名	物質濃度 (ppm)	
	A区域	B区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.04
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004